

三沢対地訓練水域

1 漁船の操業の制限又は禁止区域

西界は北緯40度52分08.6秒、東経141度23分02.1秒の点を中心とする半径1,609メートルの西側の半円の弧、東界は右の点を中心とする半径8,045メートルの東側の弧、北界は前記半円の北端から真方位58度に引いた線、南界は同上半円の南端から真方位108度に引いた線のそれぞれをもって囲まれる水面

2 制限期間

演習期間中（毎日午前7時から午後8時まで（4月1日から9月30日まで）の間において、午前8時から午後9時まで又は午前9時から午後10時まで演習時間を繰り下げることがある。）は、漁船の操業を禁止する。

3 使用目的

対地射爆撃訓練

4 損失補償を行う期間

令和6年9月1日から令和7年8月31日まで

5 損失補償申請

上記の制限等により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上被った損失の補償を受けようとするときは、その者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。